

事業所指定・指定更新手数料の徴収について

1 概要

介護保険事業所数が年々増加し、その指定・指定更新に関する事務負担も増加する中、市民の皆様安心して介護サービスを利用し続けていただく為、審査事務体制の確保と指導體制の強化に努めることを目的とし、その財源の一部として指定・更新手数料の徴収するもの。(名古屋市介護保険条例 第18条 手数料)

2 対象

平成29年4月1日以降に受理した指定・指定更新申請。

対象サービスについては、以下の単価表を参照。

介護保険事業所指定・更新手数料 単価表

	サービス種別	指定申請手数料	指定更新手数料
1	居宅サービス (特定施設入居者生活介護を除く。) 地域密着型サービス 居宅介護支援	30,000円	10,000円
2	介護予防居宅サービス (介護予防特定施設入居者生活介護を除く。) 介護予防地域密着型サービス		
3	特定施設入居者生活介護	45,000円	
4	介護予防特定施設入居者生活介護		
5	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院		
6	介護療養型医療施設	—	

※単価表における例外事項については、次ページ<補足>をご確認ください。

<補足>

- みなし指定は対象外とし、手数料は徴収しない。
- 1と2を一体的、同時に申請する場合は、2の指定・更新手数料は免除。
- 3と4を一体的、同時に申請する場合は、4の指定・更新手数料は免除。
- 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売サービスのうち2つ以上の指定を同時に受け、同一場所で一体的に運営する場合は、1つのサービスについて指定を受けるものとみなし手数料を徴収する。
(30,000円とする)
- 特養（地域密着含む）・老健の空床を利用したショートステイ（短期療養含む）は指定手数料を徴収しない。
- 他市町村の地域密着型サービス事業所を指定する場合は、指定手数料を徴収しない。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護と（介護予防）訪問介護および（介護予防）訪問看護を一体的、同時に申請する場合は（介護予防）訪問介護、（介護予防）訪問看護にかかる指定手数料は徴収しない。
- 看護小規模多機能型居宅介護と（介護予防）訪問看護を一体的、同時に申請する場合は（介護予防）訪問看護にかかる指定手数料は徴収しない。

<問い合わせ先>

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市役所健康福祉局介護保険課施設指定係（電話：052-972-2539）
居宅指定係（電話：052-972-3487）